

庚午 十月五日与島外務方通於英三使彼處接
し方云

一 禮年

○ 船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部

一 外務省

首々各々条約面入港
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部
海軍部は船積行目海軍部



人兼知事一以在神奈川縣稅取
由り裁係者も買合を以て運上
可る程海入を有しん

○
左如ありけるに夫れお漏しん
横濱海岸の道度ゆるし心當り今日横濱
繪島持家より致しる借目御しん

け時ら使横濱の諸事を出ん
圖面と指し一は修し一はしきけ海岸の道を

一外務省

度りを以りしは度ゆるし存るも是と係者
の家としりし一は為し後と存るし一は存るし
存るし後賃出のしきまらし一しん

圖面と指し一は修し一はしきけ海岸の道を
後賃出のしきまらし一しん

夫ハ中々急ぎも有るしん
是と係者一はの為し後と存るし一は存るし

一は存るし一は存るし



史ハ爾ラ四年トシテ始メテ省ノ古題隔トモ過
海年一ノ以テ一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル
各地出立トシテ一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル
一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

世ノ變ノ元代トシテ一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル
一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

外務省

一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

夫ハ一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル
一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル
一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル
一ノ始末ト省ノ以テ一ノ後任スル

未だ...

中三派の條に於て其の旨を述べし物あり
らば其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり
其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

外務省

夫の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり

其の旨を述べし物あり



中三親別省の在りて高船出帆の出来ぬ
程字の爲に利益をおぬ

支那に中三國の在りて

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、~~其~~後、
支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

外務省

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

支那に在りて中三の省を以て中三國と思
はるるは、

この終りよるは使面會の事并氏アタ
ムスと指しアハルは國の事并氏アタ
記及アタムスと申す事并氏アタの振
舞ふ事并氏アタの事并氏アタの事
並に此の事并氏アタの事并氏アタ
の事并氏アタの事并氏アタの事
並に此の事并氏アタの事并氏アタ
の事并氏アタの事并氏アタの事

外務省

若くは船の上の上り下り

兼初め

柳宗元の行記の事

天津の事

上海の事并氏アタの事并氏アタの事
一件并氏アタの事并氏アタの事
一は知柳宗元の事并氏アタの事
一は知



又ハ各官房トシテ者同ノ内入南地各港巡見以テ
一上海運上ノ事一五洲ノ務ニ付天津
口運上ノ事ニ付一此等ノ事ノ内入者トシテ
五洲ノ務ニ付一

是上ノ所ノ事ハ解ル由ニ付一
天津口運上ノ事ニ付一
中者トシテ置テ且チ子運上ノ事ハ内入者トシテ
天津口運上ノ事ニ付一

外務省

先般ハ天津五洲運上ノ事ニ付一
北京ノ事ハ天津ノ事トシテ一
天津ノ事ハ天津ノ事トシテ一
天津ノ事ハ天津ノ事トシテ一
天津ノ事ハ天津ノ事トシテ一
天津ノ事ハ天津ノ事トシテ一
天津ノ事ハ天津ノ事トシテ一
天津ノ事ハ天津ノ事トシテ一

日本士族階級の見方
日本士族階級の
見方
日本士族階級の
見方
日本士族階級の
見方

日本入鴉片と鴉片

鴉片と日本入
鴉片と日本入
鴉片と日本入
鴉片と日本入

前上通士官各事
前上通士官各事

外務省

外務省
外務省
外務省
外務省

先日日不元
四五日
先日日不元
四五日

鴉片と小
鴉片と小

各

此係英之係
此係英之係



出たるも為上りふらん

示之使

若信や出公事に出事より下り給ふは必す税を

言く有る許す時元出候言ふ事自行

吸喫者少くお事日本政事為難なり日端出候

各

其論に利害如何

示之使

外務省

鴉片に他出るに持渡さるる英米諸国印を以て

多かる出産する故に其毒の流るる事

之利を得るに其故を以て用ひて取

る所はたけ毒烟を禁絶せしむる者

能はらざるに其税の税より政府の

元出候に税自出の利を以て取らば

かゝる事

古く候に思ふ事多し其事上り候に思ふ事多し
シラホカス



○ 加勢の藩にまこと一文のお札を...

加勢の藩に寄附者として取立の御札を...
この御札は...
御札の...
御札の...
御札の...

外務省

夫の藩に...
今日御札の...
御札の...

長野昌景...
横濱...
御札の...

○ 兵庫...
御札の...

今月日付の事一が前日付の事と申すは申す
以て申す事と存候

兵庫より横浜へ来た事一は申す事と存候
しる事と存候

ける日付大差を事一申す事と存候

まに各國ともお談の事と存候且上海に於
て一申す事と存候

上海とお遠く事一二と存候事と存候

外務省

上海より自署へ取寄の事一自署へ
送る事と存候

お取寄の事一と申入監獄の事一と存候
押寄の事一と申す事と存候

と申す事と存候且各國の事一自署へ
送る事と存候

ベトナムの事一自署へ送る事と存候

横浜の事一自署へ送る事と存候



文部省の意見合置各書に於ては、
存

右如

○長崎國土被地、其書著者の上の如く返

答有るに、右の如く

地券と謂ふは、日清の如く

右如

右の地券は、日清の地税に於て

外務省

○皇族の御用金、其御用金者、其御用金

スト、若し海國の如く、先般の如く、差

進の口持系、其

右の如く、其御用金

○其の如く、其御用金、政府にお伺い、其御

用金の如く、其御用金、其御用金

且、其御用金の如く、其御用金、其御用金

廻、其御用金の如く、其御用金、其御用金

御一々様圖を將來以ての計に御一々様は行
く

公使降く御懐激く体もけいさの地を
も低く且郭内も夫入るる意に
あふぬとの論より出るあらん若
しこの公使はもはるる事
まことか
省の公使は

外務省

清水の兵隊と門務は又官員と通く置
てり
高の存先より通く示す

又、郭内を御一々様は御一々様は御一々様は
新に在る

と

又、御一々様は御一々様は御一々様は御一々様は
御一々様は御一々様は御一々様は御一々様は



報告も省の事務に存する事と

右の儘に願ひて少くも少くも

目録を以て通じしる事と

しる事と省の事務に存する事と

出入の事務に存する事と

遊獵規則の事務に存する事と

の事務に存する事と

夫の各國の使と少くも少くも

外務省

英人の他國人の事務に存する事と

羅波那の事務に存する事と

の事務に存する事と

むけ候の改定事務に存する事と

少くも少くも